宮崎市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、宮崎市認定地域クラブに対し、当該クラブの運営に要する経費を補助することにより、学校部活動の地域展開を円滑に進めることを目的として交付する宮崎市認定地域クラブ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）宮崎市認定地域クラブ

宮崎市認定地域クラブ活動方針に基づき、宮崎市認定地域クラブとして認定された団体をいう。

（2）備品

以下の2点を満たす物品

・形状又は性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもの

・1個又は1組の取得価格又は見積価格が3万円（消費税込）以上

（3）消耗品

以下の2点いずれかの条件を満たす物品

・1回若しくは短期間の使用によって消費され、その効用を失う物品。

・備品的形状及びその性質を有するもので、1個又は1組の取得価格又は見積価格が3万円に満たない物品。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宮崎市認定地域クラブとする。

（交付の原則）

第4条　補助金の交付は、同一年度内において、1団体につき1回限りとする。

2　補助金の交付を受けた補助対象者が代表者又は団体の名称を変更した場合に再度、交付の申請を行ったとしても、実質的に同一の団体であると市長が認めるときは、補助金の交付を行わない。

（補助対象経費及び補助率）

第5条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金交付の対象として市長が認めるものとし、予算の範囲内で交付する。

2　補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）
第6条　補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、宮崎市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業を実施するまでに提出しなければならない。
（1）補助対象経費予算書（様式第2号）
（2）その他必要と認める書類
2　各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含ま れる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
3　電子情報処理組織（宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成29年条例第39号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行われた申請等については、同条例第3条並びに宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成29年規則第58号）第4条、第5条及び第6条の規定の例による。

（交付決定及び通知）
第7条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、補助金交付の適否、補助金の額及び補助金の交付にあたって付すべき条件について決定するものとする。
2　市長は、補助金の交付を決定したときは、宮崎市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付決定書（様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）
第8条 補助金は規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払により交付することがで きるものとする。

（申請の取下げ）
第9条　補助対象者は、規則第6条第1項の規定により、決定の内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に市長に書面をもって申し出なければならない。
2　規則第6条第1項に規定するその他特別な事情がある場合は、事由発生日から30日以内に市長に書面をもって申し出なければならない。

（暴力団の排除）
第10条 市長は、宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号。以下「暴排条例」という。）第6条

の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
2　市長は、補助対象者が暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関 係者」という。）に該当する時は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金（助成金）を交付しないものとする。
3　市長は、補助対象者が暴力団関係者に該当したときは、補助金（助成金）の交付決定の 全部又は一部を取り消すことができる。

（事業計画変更の承認等）
第11条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ宮崎市認定地域クラブ活動支援事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）、変更収支予算書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、事業計画書 の経費の配分欄に掲げるそれぞれの経費区分の20パーセント以内の増減を除く。
（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するもの と考えられる場合。
（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
（3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
2　市長は、補助事業の計画の変更又は廃止の承認をしたときは、宮崎市認定地域クラブ活動支援事業補助金補助金事業計画変更（廃止）承認決定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）
第12条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、30日以内に次に掲げる書類を添えて、宮崎市認定地域クラブ活動支援事業費補助金事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
（1） 収支決算書又は収支決算見込書（様式第8号）
（2） その他市長が必要と認める書類
2　第6条第2項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、（第6条第2項ただし書に規定する事業主体に係る部分において）当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告（任意様式）しなければならない。
3　第6条第2項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額

の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の確定）
第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を精査し、必要に応じては、実地調査等によってその成果が補助金の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときは、宮崎市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知 するものとする。

（補助金の精算）
第14条 第8条の規定により概算払いにより交付した補助金については、前条に基づく補助金の確定により精算するものとし、確定額を上回った場合は、差額を宮崎市に返還する ものとする。

（財産の処分の制限）
第15条 補助対象者は、取得財産等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施 行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第5号に規定する財産に限る。）につ いて、財産処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊すこと等をいう。）してはならない。
2 前項に定める財産等の処分を制限する期間は、概ね10年とする。ただし、補助金等の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定め る耐用年数によってはその限りではない。また、災害による損壊等、補助事業者の責に帰することができない事由については、概ね10年経過前であっても財産処分できることとする。
3 補助対象者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長に申請書（任意様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

（情報管理及び秘密保持）
第16条 補助対象者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を 提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し 適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
2 補助対象者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）
第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月10日から施行する。

（別表）

補助上限額

クラブ 参加生徒数	活動頻度			
	月4回程度活動	月3回程度	月2回程度	月1回程度
27人以上	140千円	115千円	89千円	64千円
13人～26人	120千円	99千円	78千円	57千円
5人～12人	88千円	74千円	60千円	47千円

対象経費
① 活動に使用する備品購入費 ② 活動に使用する消耗品購入費 ③ 各協会連盟への団体登録料、大会への参加料 ④ 公式大会に出場するために必要な指導者資格取得費 ⑤ 会場使用料 ⑥ 指導者謝金（上限額を超えて支出する場合）